加工·修繕輸出貨物確認申告書 (T-1050)

「貨物の性質、形状の明細」欄には、輸出貨物全般の性質及び形状、記号、番号のほか、 加工又は修繕をする部分の性質、形状、記号、番号その他その貨物が再輸入される際にそ の同一性を確認するのに便宜な事項を記載する。

「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、修繕のためのものにあつては、輸出貨物の購入価額、使用期間、輸出の際の価格、船積みまでに要する諸費用等を記載し、加工のためのものにあつては、製造原価(通常の一般管理費及び利潤を含む。)、船積みまでに要する諸費用等を記載する。

「加工又は修繕の明細」欄には、輸出先で行われる加工又は修繕の概略説明を記載する ほか、加工費又は修繕費の内訳、加工の場合の歩留り、加工又は修繕部分が取替え輸入さ れるものであるかどうか等を併せて記載する。

「本邦において加工することが困難な理由」欄には、我が国において加工することが、 技術的観点からどのように困難であるか、あるいは特許権によつて実際上禁止されている 事情について、具体的に、かつ詳細に記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、輸出貨物の仕向国までの運賃及び保険料、仕向 国の陸揚(取卸し)港から加工地又は修繕地までの運送方法等を記載する。

なお、輸出申告の時までに運賃等が未定の場合には、事後記載して差し支えない。